七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるために発行をした地方債に係る元利償還金について、同意又は許可を得た額	千円につき	九五〇
八	辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるために発行をした地方債に係る元利償還金について、同意又は許可を得た額	千円につき	八〇〇
九	補正予算債償還費	昭和五十九年度から平成十年度までの各年度における国の補正予算に係る事業費等の財源に充てるために発行をした地方債に係る元利償還金について、同意又は許可を得た額	千円につき	八〇〇
		平成十一年度から平成十四年度までの各年度における国の補正予算に係る事業費等の財源に充てるために発行をした地方債に係る元利償還金について、同意又は許可を得た額	千円につき	五四
十	地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のために発行をした地方債について、平成六年度から平成二十六年度までの各年度において同意又は許可を得た額	千円につき	二四
十一	臨時財政特例債償還費	臨時財政対策特例債について、平成六年度から平成十六年度までの各年度において同意又は許可を得た額	千円につき	三三
十二	財源対策債償還費	平成六年度から平成二十六年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二一
十三	減税補填債償還費	個人の市町村民税等に係る特別減税による平成六年度から平成八年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	三四
十四	臨時税収補填債償還費	臨時税収補填のために平成九年度から平成十年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五三
十五	臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のために平成十三年度から平成二十年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	六五
十六	東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十六年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるために発行をした地方債の額	千円につき	一〇三

別表第二道府県の項中「一〇、八六〇」を「一一、二二〇」に、「一、二七七、〇〇〇」を「一、二六九、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一九、九八〇」を「二〇、一八〇」に、「二、四八九、〇〇〇」を「二、四六七、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「酒税」を「法人税」に、「百分の三十二、法人税」を「百分の三十三・一、酒税」に、「百分の三十四・一」を「百分の五十並びに」に改め、「並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五」を削る。

附則第四条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「、平成二十七年度」を「、平成二十八年度」に改め、同項の表中「

三千億円

」を削る。

附則第五条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。